

農林水産 (参考資料)

財務省

2024年11月11日

食料安全保障の確保状況を評価するための指標（食料自給力）

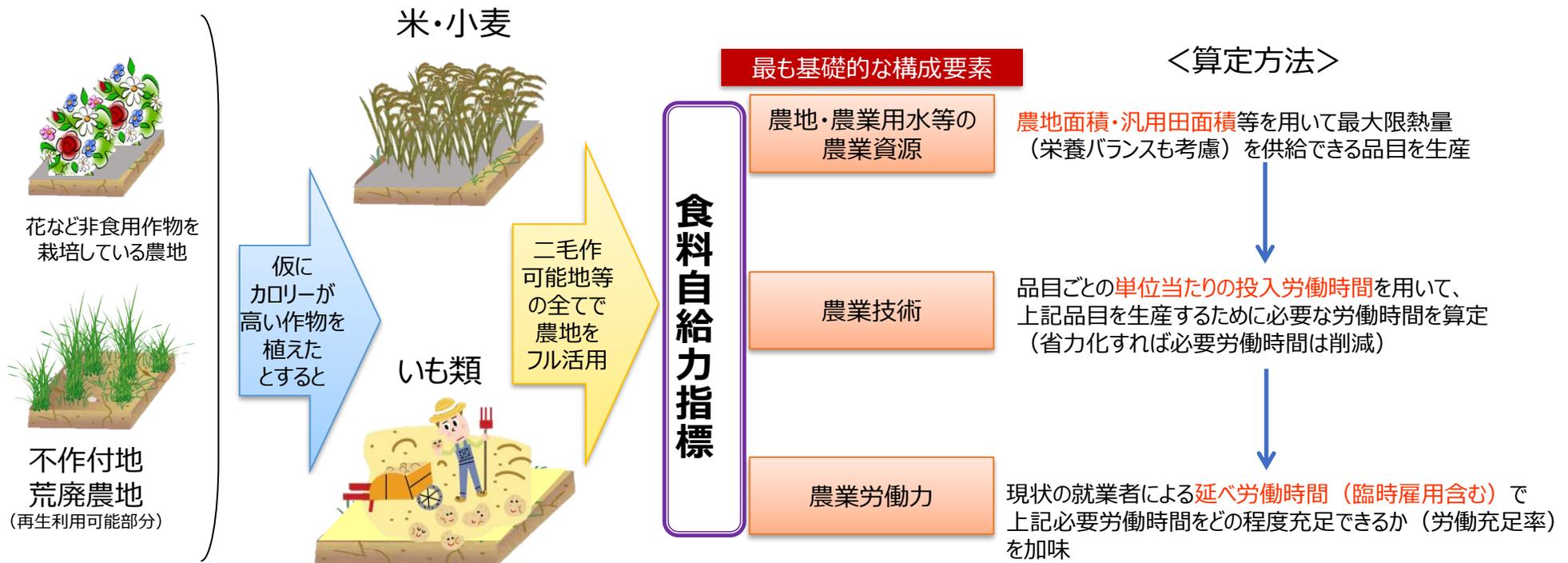
農林水産省作成資料
から財務省作成

	食料自給率	食料自給力
基本的 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内の食料全体の供給に対する食料の国内生産の割合を示す指標。分子を国内生産、分母を国内消費仕向として計算。 ○ 総合食料自給率には、熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースが存在。 ○ 生産額ベース食料自給率は、為替レートや国際相場に大きく影響される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料自給率は平時の多様な食生活に対応した国内生産の状況を示す指標であるが、食生活の変化に影響を受けるほか、花など非食用作物が栽培されている農地や不作付地・荒廃農地（再生利用可能）が有する潜在生産能力が反映されない。 ○ そのため、平素から「国内生産のみでどれだけの食料（カロリー）を最大限生産することが可能か」（食料の潜在生産能力）を把握するため、生産資材（肥料、農薬等）の制約を無視して、<u>国内生産基盤として最も基礎的な構成要素である、農地等の農業資源、農業技術、農業労働力に着目して、食料自給力指標を試算・公表。</u>
計算式	$\text{食料自給率} = \frac{\text{国内生産（輸出处への生産を含む）}}{\text{国内生産（同上）} + \text{輸入} - \text{輸出} \pm \text{在庫増減}}$	$\text{食料自給力指標} = \frac{\sum_i (\text{品目}i\text{の生産量} \times \text{品目}i\text{の単位重量当たり熱量})}{\text{人口} \times \text{1年間の日数}}$
計算結果 (R5)	<ul style="list-style-type: none"> ○ カロリーベース食料自給率：38% ○ 生産額ベース食料自給率：61% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いも類中心の作付：2,362kcal（カロリーを重視した試算） ○ 米・小麦中心の作付：1,752kcal（現行の作付を重視した試算）

食料自給力指標の考え方

農林水産省作成資料
から財務省作成

- 食料自給率は平時の多様な食生活に対応した国内生産の状況を示す指標ですが、食生活の変化に影響を受けるほか、花など非食用作物が栽培されている農地や不作付地・荒廃農地（再生利用可能）が有する潜在生産能力が反映されないなど一定の限界があります。
- そのため、平素から「国内生産のみでどれだけの食料（カロリー）を最大限生産することが可能か」（食料の潜在生産能力）を把握するため、国内生産基盤として最も基礎的な構成要素である、農地等の農業資源、農業技術、農業労働力に着目して、食料自給力指標を試算・公表しています（※）。
- 試算に当たり、令和2年からは、農地等の資源に加えて、省力化等の農業技術や農業労働力も考慮することとしました。（併せて、将来に向けた農地や労働力の確保、単収の向上が、食料自給力の向上にどのように寄与するか、定量的に評価）

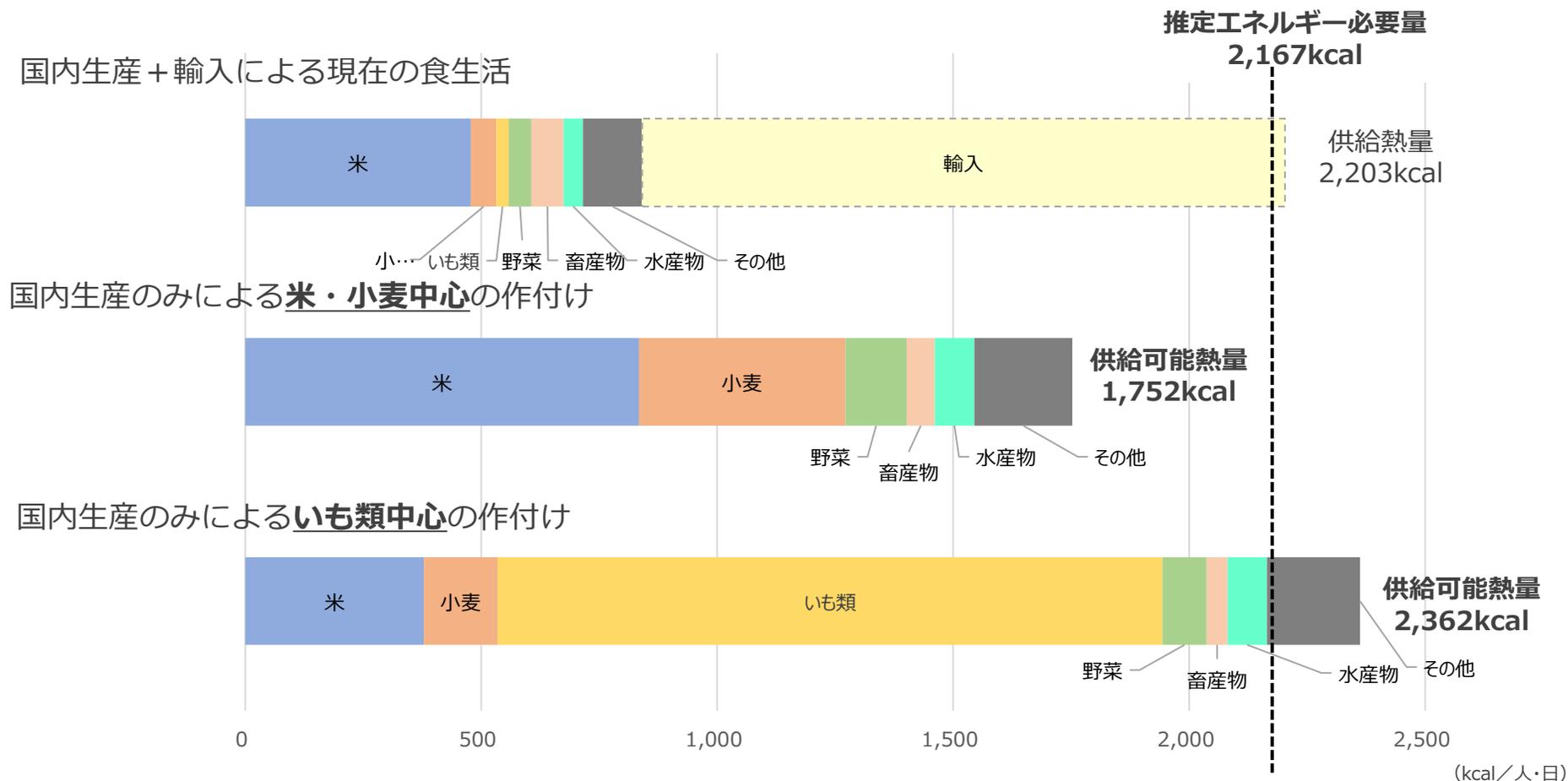


※ 生産転換に要する期間は考慮されていないほか、肥料、農薬、化石燃料、種子等は国内生産に十分な量が確保されていると仮定。

令和5年度食料自給力指標

農林水産省作成資料
から財務省作成

- 令和5年度の食料自給力指標は、米・小麦中心の作付けについては、小麦の単収増加によるプラス要因が農地面積の減少によるマイナス要因を上回り、前年度を16kcal/人・日上回る、1,752kcal/人・日となりました。
- いも類中心の作付けについては、主に労働力や農地面積の減少により、前年度を24kcal/人・日下回る、2,362kcal/人・日となりました。

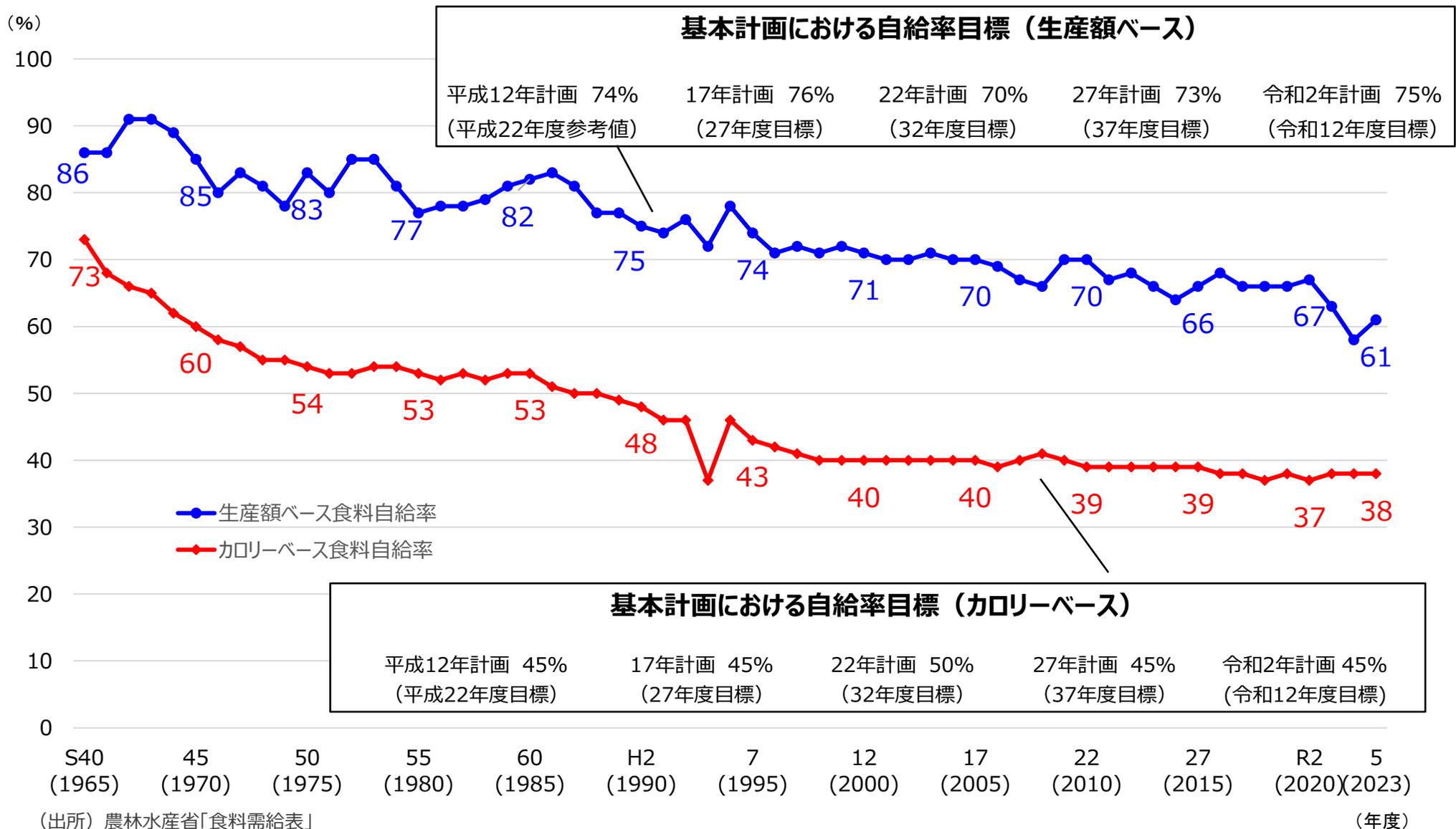


(注1) 推定エネルギー必要量とは、1人・1日当たりの「そのときの体重を保つ(増加も減少もしない)ために適当なエネルギー」の推定値をいう。

(注2) 農地面積は429.7万ha(令和5年耕地面積統計)に加えて、再生利用可能な荒廃農地面積9.0万ha(令和4年)の活用を含む。

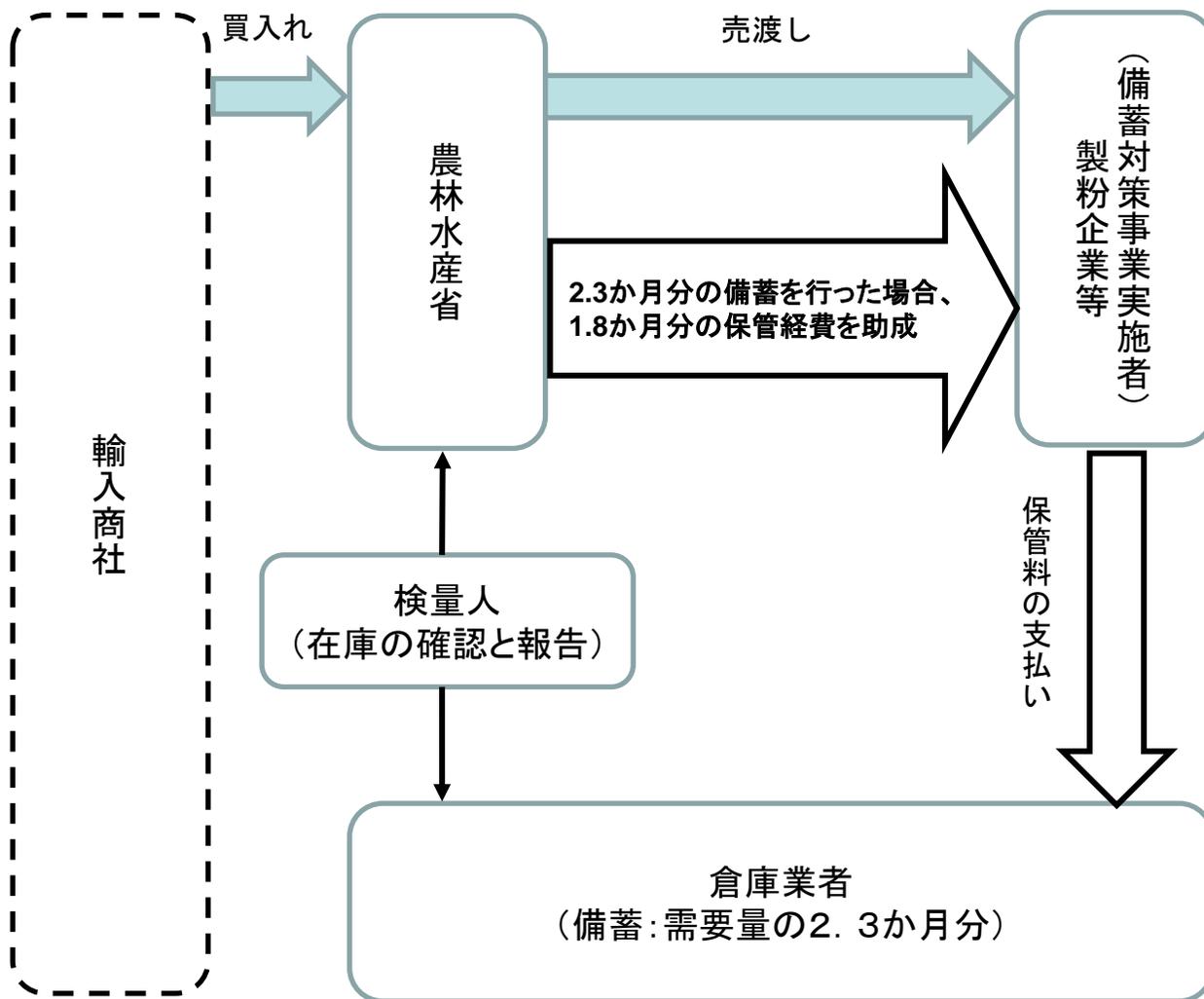
食料自給率の推移について

農林水産省作成資料
から財務省作成



食糧麦備蓄対策事業のスキーム

- 1 製粉企業等が2.3か月分の備蓄を行った場合、国が1.8か月分の保管経費を助成する。
- 2 自然災害等の発生時にも輸入小麦の安定供給を確保するため、国の指示により備蓄小麦の取崩しや輸送等を行うこととし、必要な経費を助成する。



承認された事業実施計画数量を達成した場合、助成する。(製粉企業等の責によらない場合を除いて、達成できない場合は支払われた助成金を全額返納。)

政府備蓄米の運営について

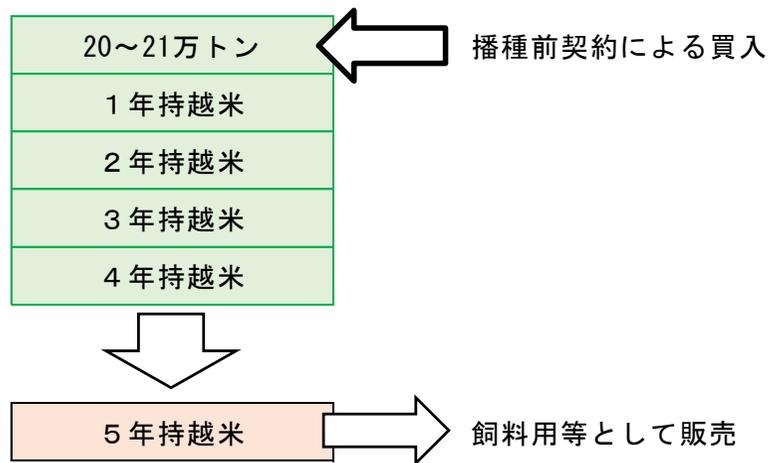
農林水産省作成資料
から財務省作成

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に20万トン～21万トン（※）買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度とし、CPTPP協定後は豪州枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度としてきたが、会計検査院の指摘を踏まえ、今後、豪州枠の輸入量に相当する量の買入れは、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模となるよう見直し。これに即して備蓄運営が行われれば、基本的な買入数量は20万トン～21万トンとなる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則20～21万トン × 5年間程度 → 100万トン程度



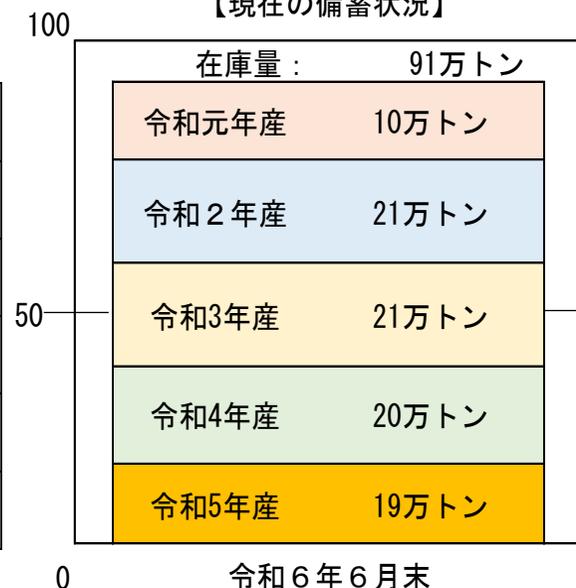
政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	20万トン
令和5年産	19万トン
令和6年産	17万トン（予定）

注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

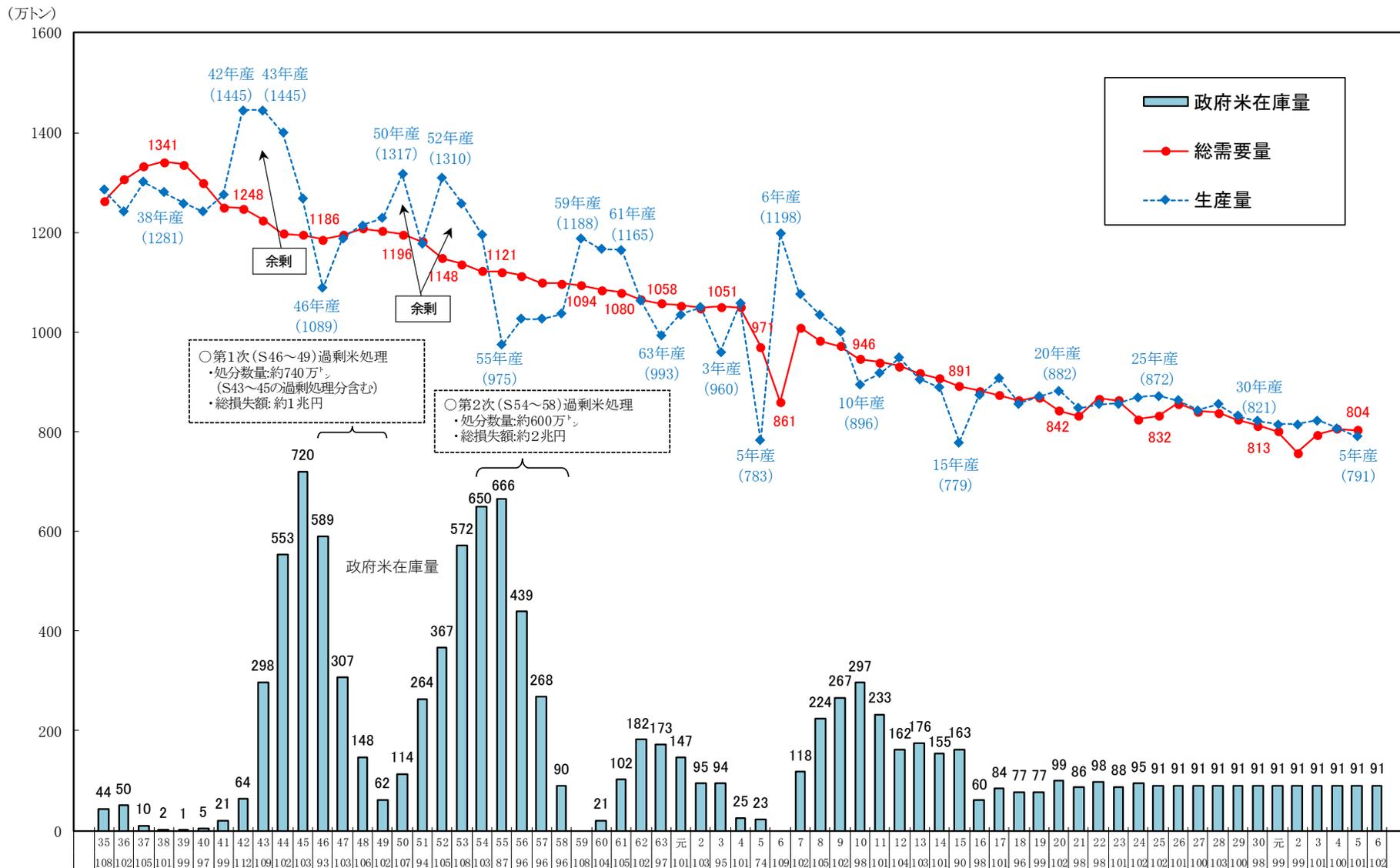
【現在の備蓄状況】



- ① 米に関する情報収集（定期的調査）により、消費者への米穀の安定供給に支障が生じる可能性が想定される場合、緊急調査を実施
- ② 緊急調査の結果、国内産米の生産量が需要量を下回り、備蓄米の放出がなければ翌年6月末の民間在庫量が例年の水準を相当程度下回る可能性があれば、食糧部会を開催
- ③ 食糧部会において、備蓄米放出の必要性に関し、米の作柄、流通量（早期作、普通作毎）、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点で議論
- ④ 食糧部会の議論を踏まえ、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

米の全体需給の動向（昭和35年～）

農林水産省作成資料
から財務省作成



(注1) 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。
 (注2) 政府米在庫量は、各年10月末現在である。ただし、平成15年以降は各年6月末現在である。
 (注3) 平成12年10月末の政府米在庫量は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離等を除いた数量である。
 (注4) 総需要量は、「食料需給表」(4月~3月)における国内消費仕向量(陸稲を含み、主食用(米菓・米粉を含む)のほか、飼料用、加工用等の数量)である。ただし、平成5年以降は国内消費仕向量のうち国産米のみの数量である。
 (注5) 生産量は、「食料需給表」における国内生産量(「作物統計」の水陸稲の収穫量の合計に、飼料用米の数量を加えた数量)である。

【分析で明らかになったこと】

- ✓ 各流通段階における供給状況は、昨年と同程度から昨年以上に供給が行われていたが、8月の南海トラフ地震臨時情報等を受けた買い込み需要に各流通段階からの供給が追い付かない状況が発生した。
- ✓ 今年の春以降から情報収集や働きかけは行っていたが、品薄に関する特別な情報発信や流通関係者への働きかけは品薄状況が顕在化した8月下旬からの取組となった。
- ✓ 在庫量に占める業務用向けと小売向けの比率は卸売業者によって大きく異なり、端境期において、必ずしも小売向けの比率が少なかった卸売業者だけではなく、業務用向けの契約分を取り崩して小売向けに販売を行った卸売業者も存在。

【分析を受けた対応】

消費者、流通関係者等に対する適時・適切に把握し、情報発信するため、以下の取組を行う。

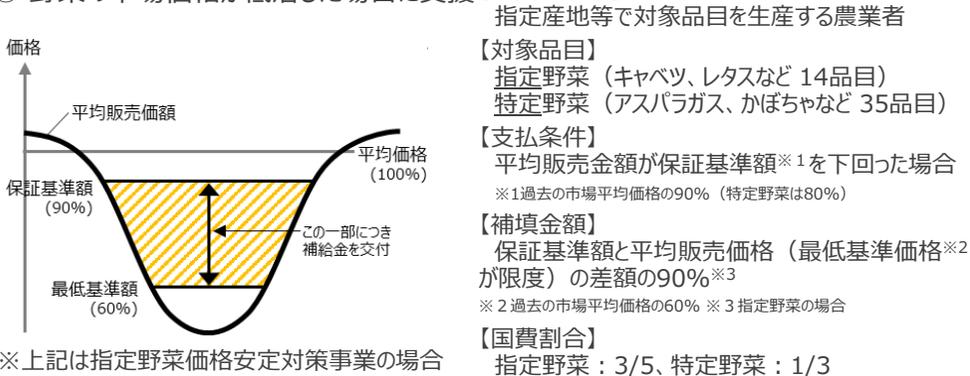
- ① 主要集荷業者・卸売業者に対する端境期前（6月以降）から端境期（9月中旬）までの集荷量、販売量、在庫量の週次調査の実施
- ② 卸売業者等やスーパー・米穀店等への流通実態に関する定期的なヒアリング
- ③ 米の流通の現状のポイントをまとめて発信するなど消費者にもわかりやすい情報発信
- ④ 米の需給に関する基本的な情報についての月例記者ブリーフィングの開催

農業分野におけるセーフティネット制度の概要

農林水産省作成資料
から財務省作成

野菜価格安定制度 (創設年月日：昭和41年7月1日) R6当初 41億円

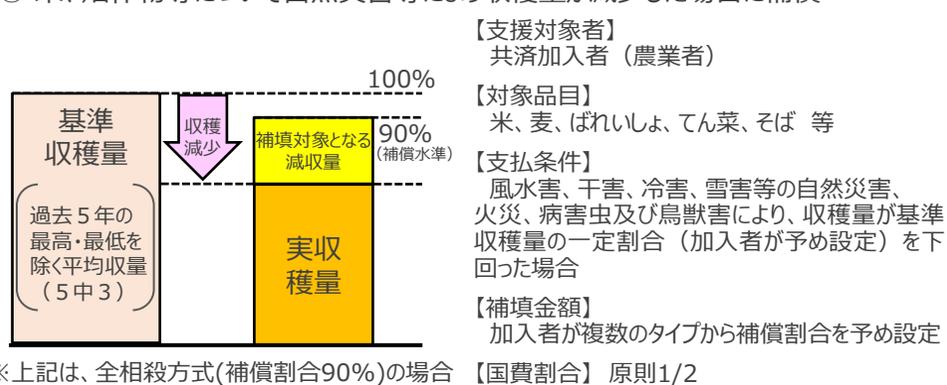
○ 野菜の市場価格が低落した場合に支援【支援対象者】



※上記は指定野菜価格安定対策事業の場合

農業共済（収穫共済） (創設年月日：昭和22年12月15日) R6当初 474億円 (所要額)

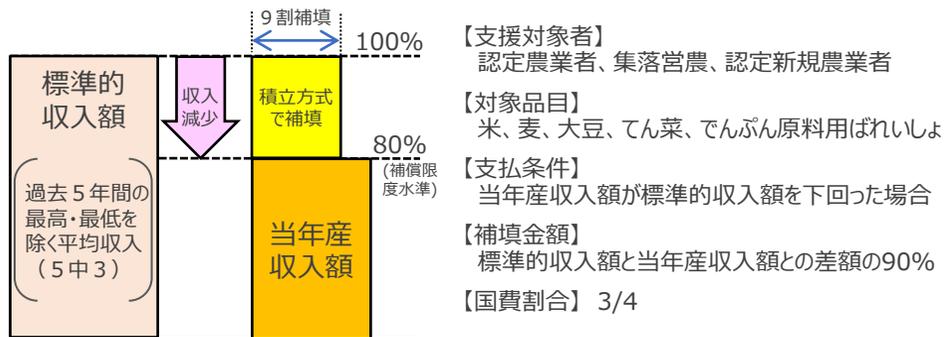
○ 米、畑作物等について自然災害等により収穫量が減少した場合に補償



※上記は、全相殺方式(補償割合90%)の場合

収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） (創設年月日：平成19年4月1日) R6当初 419億円 (所要額)

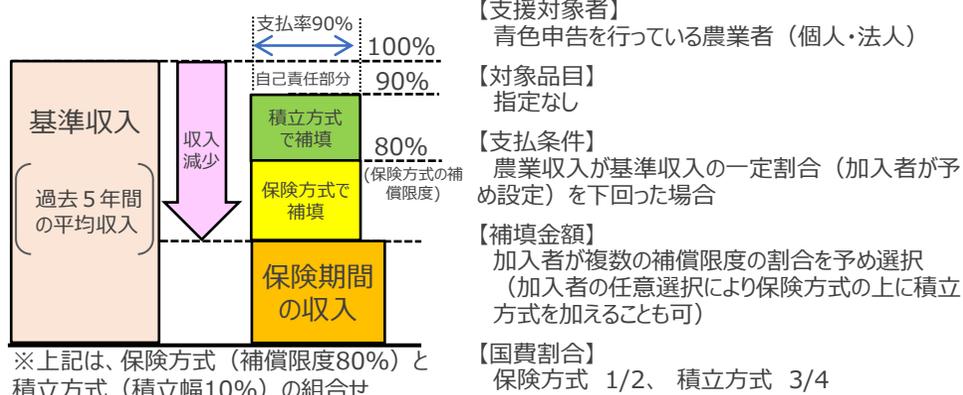
○ 米、畑作物について価格下落等により農業収入全体が減少した場合に支援



※標準的収入額は都道府県等の単位で算定され、
申請者の品目ごとの収入差額を合算相殺して補填

収入保険 (創設年月日：平成30年4月1日) R6当初 319億円

○ 自然災害、価格低下、病気や怪我等様々な要因による収入減少を広く補償



※上記は、保険方式（補償限度80%）と
積立方式（積立幅10%）の組合せ

(注1) 「創設年月日」は、各制度の法律の施行日を記載している。

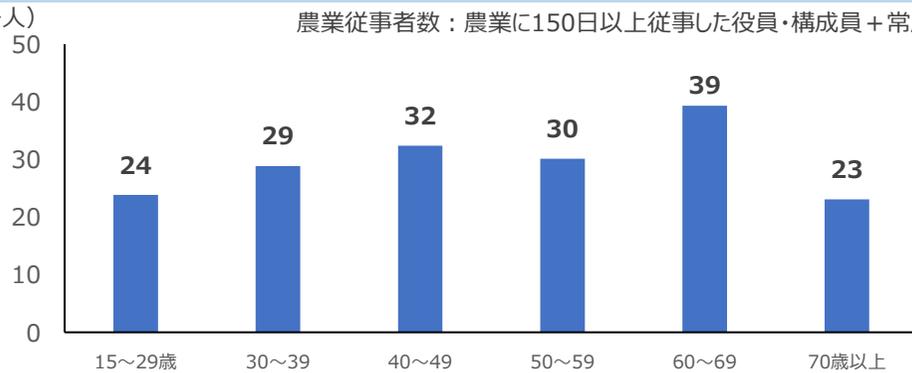
(注2) 農業共済に記載している所要額は、農業共済全体の所要額

法人経営の推進①

- 農業を行う法人経営体は増加を続けており、全体に対して経営面積で2割、販売金額で4割を占めている（令和6年：3万3,400法人）。法人形態による農業経営は、①大規模化に伴う経営の高度化、②投資や経営の安定化に必要な資本の拡充、③他産業に負けない労働力の確保、④円滑な経営継承、などといった現在の農業が抱える根幹的な課題への対応が可能であり、今後の担い手の中心と位置付けて引き続き増加を図る必要。

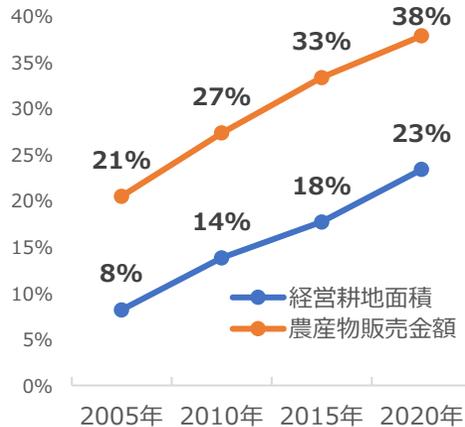
法人等の団体経営体における農業従事者数（現在19万人）

農業従事者数：農業に150日以上従事した役員・構成員＋常雇い



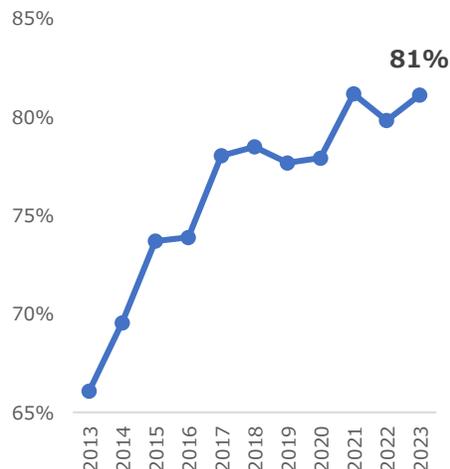
（出所）「2020年農林業センサス」（農林水産省）

法人その他団体経営体の経営面積・農産物販売金額の割合の推移



（出所）「農林業センサス」（農林水産省）

スーパーL資金の法人への融資額割合



法人化に付随する効果

- ・ 法人格の設立
- ・ 家計と経営の分離
- ・ 財務諸表の作成
- ・ 各種の法定義務の履行
- ・ 労働環境の整備
（社会保険・労働保険の適用、就業規則の整備等）

等

経営管理能力の向上

対外信用力の向上

人材の確保の円滑化

経営継承の円滑化

（出所）「農業経営法人化ガイドブック」（農林水産省）等から財務省作成

法人経営における労働環境の整備

農業に関しては、労働基準法の一部が適用除外となっており、法人経営を促進していくためにはこうした前提条件の整備も重要。

【労働基準（労働基準法関連）】

	農業	他産業
労働時間	適用除外	1日8時間、1週間40時間以内
休憩	適用除外	労働時間6時間で45分以上、8時間で1時間以上
休日	適用除外	毎週1回又は4週4日以上
時間外・休日の労働	適用除外	36協定の提出、1ヶ月45時間、1年360時間以内
時間外・休日の割増賃金	適用除外	時間外労働125%以上、休日労働135%以上

（出所）農林水産省資料から財務省作成

法人経営の推進②（株式会社の活力活用）

- 現状、法人経営体は、もともと個人経営体だったものが規模拡大等により法人化したものが多いが、今後、法人形態での農業経営を推進していく上では、農業外の様々な業種の企業による農業分野への参入を促進する必要。
- 参入のあり方としては、農地の所有・リースによる新規参入のほか、農業法人への出資、生産者と連携した作業受託、第三者継承など、予め選択肢を狭めることなく多様なパターンで促進することが重要であり、農地法等による参入障壁を撤廃すべき。

法人による農地の所有・貸借に係る要件

基本的な要件 (個人と共通)

1. 農地のすべてを効率的に利用
機械や労働力等を適切に
利用するための営農計画を
持っていること
2. 周辺の農地利用に支障がない
水利調整に参加しない、有
機農業の取組が行われてい
る地域で化学的に合成された
肥料及び農薬を使用するな
どの行為をしないこと

※ 個人の場合は、上記1・2に
加えて、必要な農作業に常時
従事することが必要

農地を
所有したい

農地を
借りたい

農地所有適格法人（農地を所有できる法人）

1. 法人形態 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社
2. 事業内容 主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む）[売上高の過半]
3. 議決権（原則） 農業関係者が総議決権の過半を占めること
★ 議決権（特例） ① 農業関係者が1/3超の議決権、かつ、
（来年4月以降予定） ② 農業関係者＋食品事業者等が1/2超の議決権
を有していること
4. 役員
 - ・ 役員の過半が農業に原則150日以上従事する株主
 - ・ 役員又は重要な使用人の1人以上が農作業に原則60日以上従事



農地所有適格法人は農地を借りることも可能

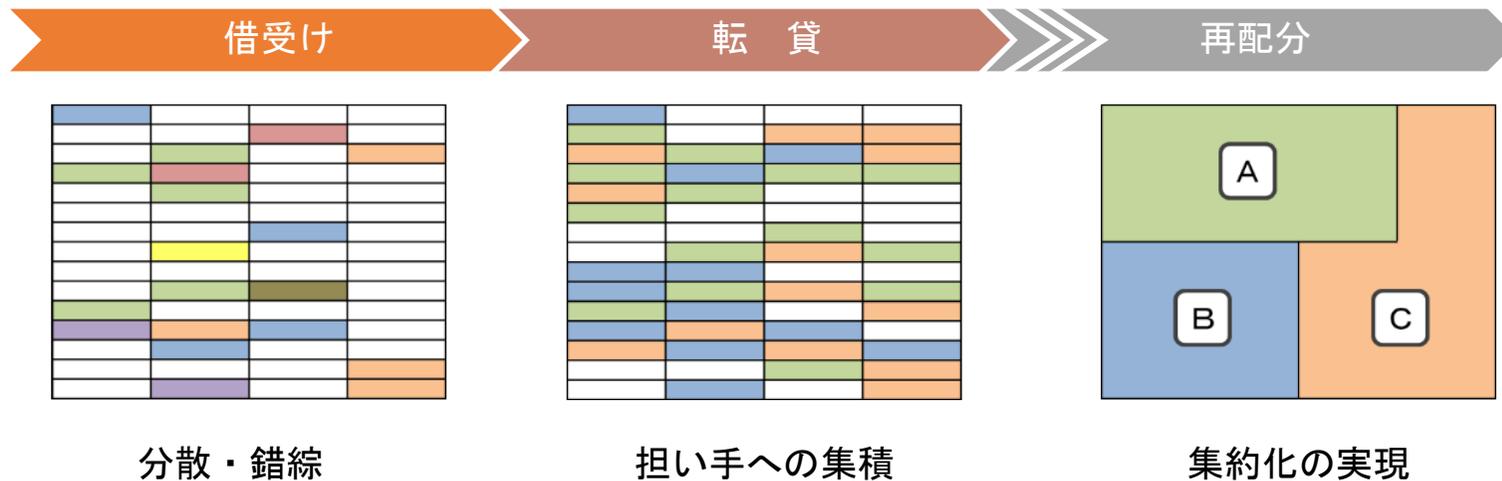
一般法人（貸借であれば、全国どこでも可能）

貸借であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことは不要

1. 貸借契約に**解除条件**が付されていること
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること
2. 地域における適切な**役割分担**のもとに農業を行うこと
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など
3. 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上**農業**に常時従事すること
農業の内容：農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

- 農地バンク事業は、
 - ① 地区内の分散・錯綜しており担い手に集約する必要がある農地や耕作放棄地を借り受け、
 - ② 必要に応じ、基盤整備等の条件整備を行い、
 - ③ 借り受けている農地を管理し、
 - ④ まとまった形で転貸し、
 - ⑤ その後、再配分機能により集約化を実現する
 仕組みとして創設され、平成26年度に、各都道府県に農地中間管理機構（農地バンク）を設置（47バンク）

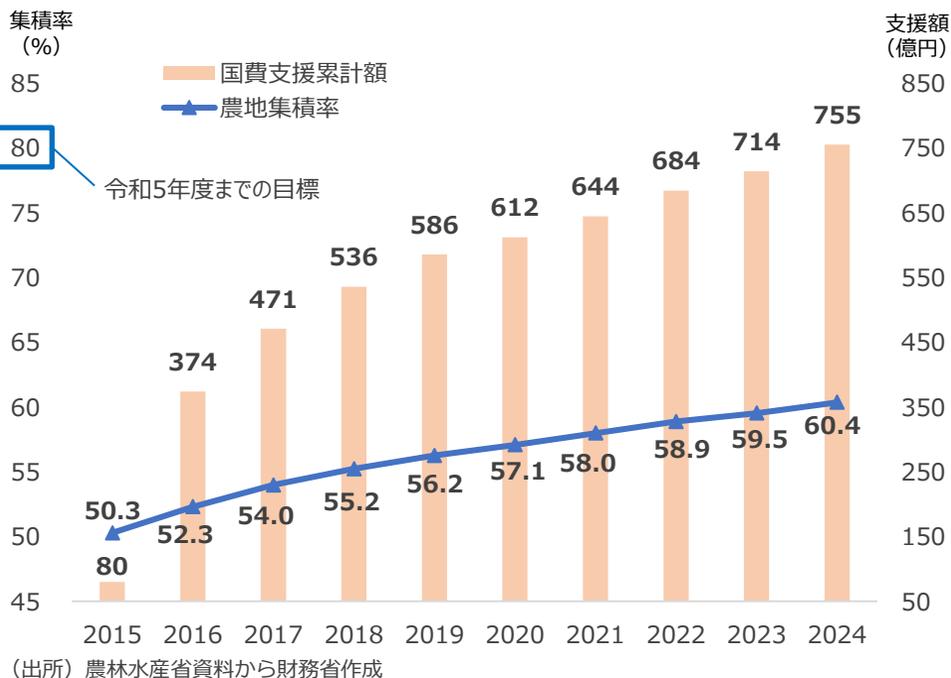
【農地バンクによる農地の集積・集約化のイメージ】



農地中間管理事業（農地バンク事業）②

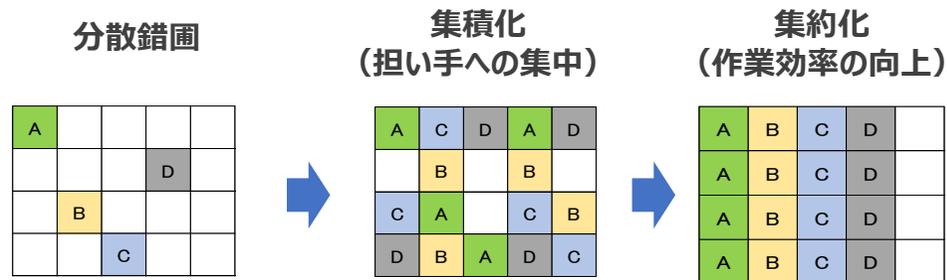
- 農業の生産性向上に不可欠な農地の集積・集約化については、目標である集積率 8 割に対して現状は 6 割程度。今後は、策定が義務化された地域計画（目標地図）の作成過程を通じ、10年後の地域の農地利用や担い手のあり方について地域の合意が促され、見える化されることを踏まえれば、金銭的インセンティブにより集積化を進めるこれまでの手法からは脱却し、集約化の推進に軸足を移していく必要。いまだ確立されていない集約率の定義・測定方法・目標水準について早急に検討すべき。
- 今後も地域の農地仲介等を担う農地中間管理機構においては、域内の地域計画も踏まえた中長期的な運営計画を策定するなどしつつ、安定的な運営費の確保と事務の効率化に取り組み、持続的・自立的な運営に転換すべき。

農地の集積の状況（集積率の推移）と国費支援の状況

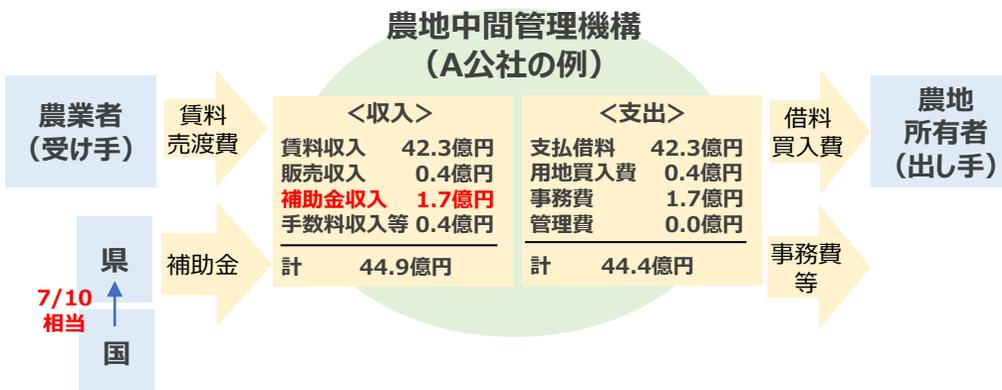


これまで集積率を1%上げるため181億円を支出。
 ⇒ 仮に、目標水準（8割）まで同様の仕組みを継続する場合は、達成までに単純計算で更に、**3,500億円超の国費が必要**。

農地の集積・集約化のイメージ



農地中間管理機構の収入と支出

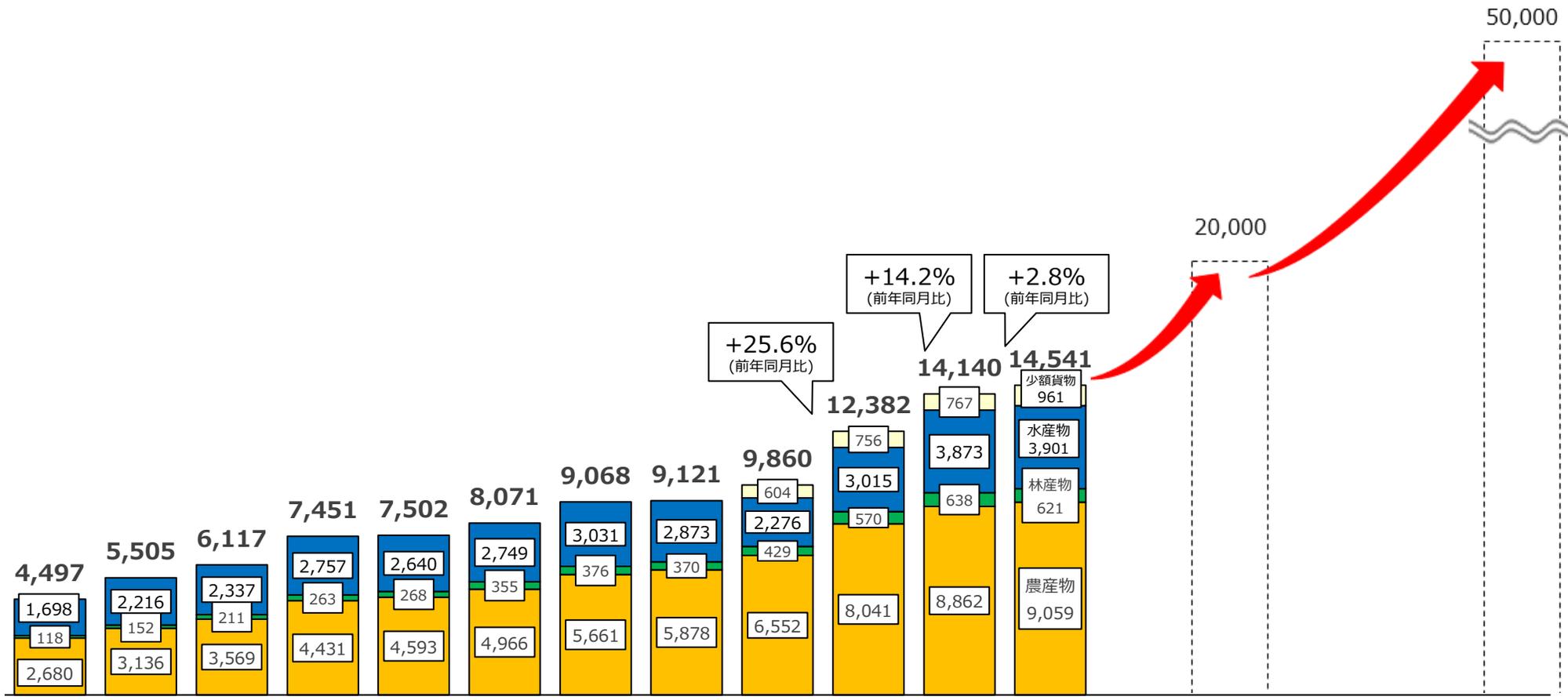


輸出の状況①

農林水産省作成資料
から作成

農林水産物・食品輸出額の推移

(単位：億円)



2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年 2024年 2025年 2030年

← 実績 →

輸出の状況②

農林水産省作成資料
から作成

主要農産物・食品の輸出割合（2019年）

（億ドル）

国名	生産額 （農産物・食品製造業（含水産業） ・木材産業）	輸出額 （農産物・食品製造業（含水産業） ・木材産業）	輸出割合
アメリカ	12,489	1,424	11%
フランス	2,590	668	26%
イタリア	2,040	494	24%
イギリス	1,358	288	21%
オランダ	901	781	87%
日本	4,348	69	2%

（出所） FAOSTAT（生産額：主要農産物、輸出額：主要農産物）、UNIDO（国際連合工業開発機関）ISIC Revision3（生産額・輸出額：食品製造業（含水産業）・木材産業）

（注1） FAOSTATの輸出額は生産額の対象品目と同一とした。

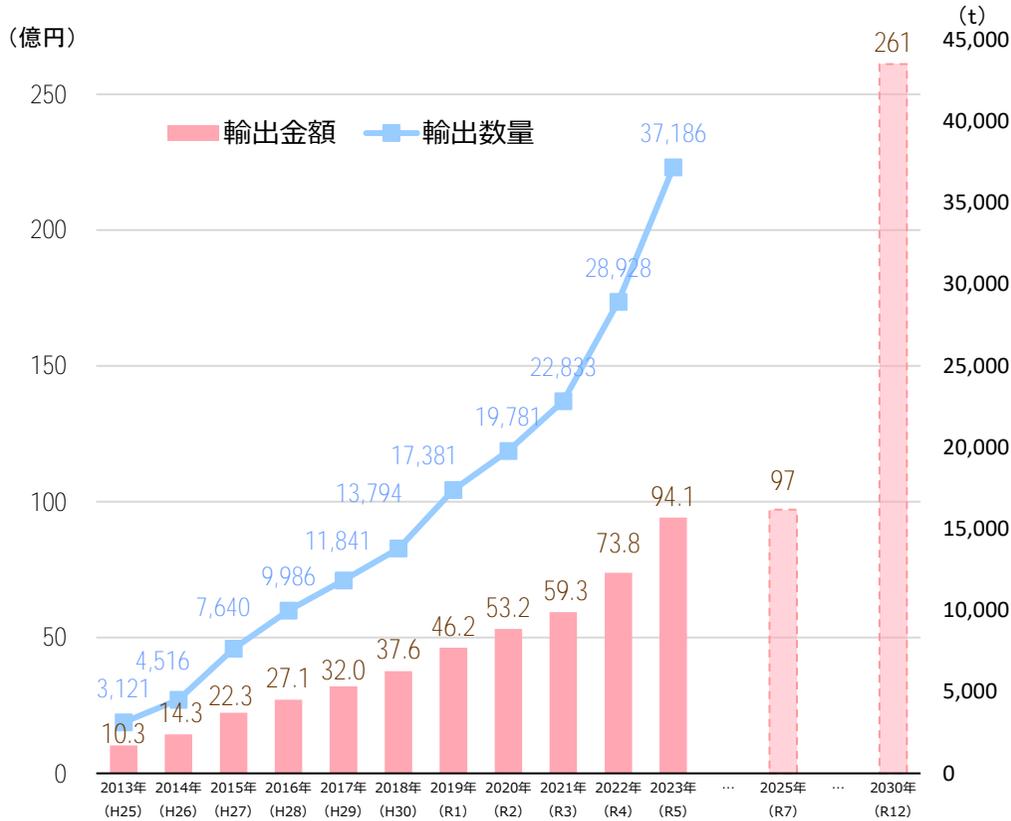
（注2） UNIDOはISIC Revision3の「15」、「16」、「20」で計算。

（注3） FAOSTATとUNIDOの重なる品目がないように調整（生乳など）

輸出の状況③ (米の現状)

農林水産省作成資料
から作成

米（援助米を除く）の輸出実績・目標



(注) : 2025年及び2030年の値は、農林水産物・食品輸出本部資料

米・米加工品の輸出実績の内訳

品目名		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
コメ・コメ加工品	数量 (原料米換算)	35,531トン	36,569トン	45,959トン	53,931トン	58,473トン
	金額	329億円	347億円	524億円	613億円	577億円
コメ (援助米を除く)	数量	17,381トン	19,781トン	22,833トン	28,928トン	37,186トン
	金額	46億円	53億円	59億円	74億円	94億円
米菓 (あられ・せんべい)	原料米換算	3,428トン	3,589トン	4,370トン	3,845トン	3,880トン
	金額	43億円	45億円	56億円	55億円	61億円
日本酒 (清酒)	原料米換算	14,041トン	12,257トン	18,054トン	20,218トン	16,445トン
	金額	234億円	241億円	402億円	475億円	411億円
パックご飯等	原料米換算	535トン	634トン	594トン	727トン	837トン
	金額	5億円	7億円	6億円	8億円	10億円
米粉及び米粉 製品 (米粉麺等)	原料米換算	146トン	308トン	108トン	213トン	125トン
	金額	0.3億円	0.7億円	0.6億円	1.0億円	0.8億円

(注1) : 数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。

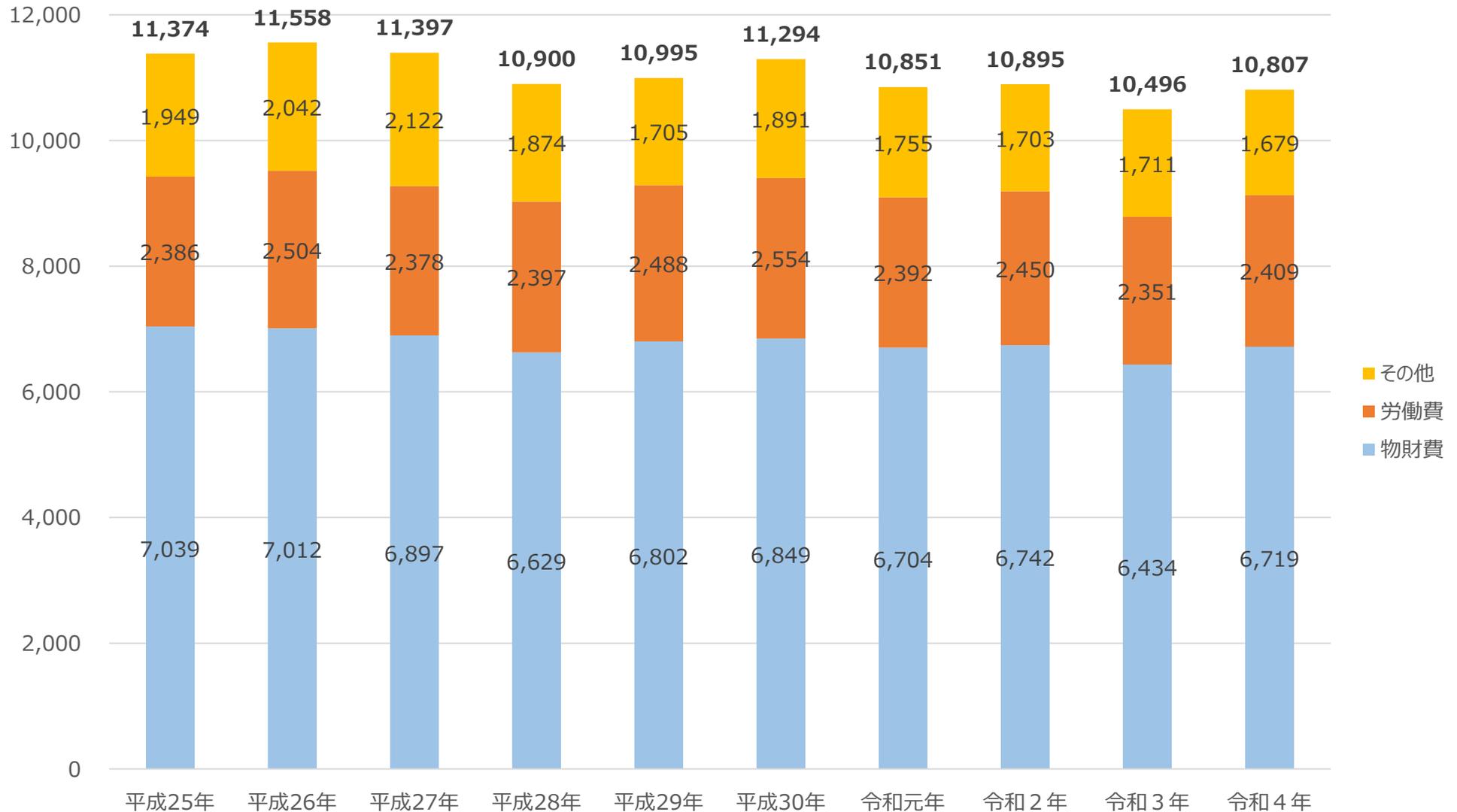
(注2) : 米粉は2019年より、米粉麺等は2020年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。

(注3) : 米粉及び米粉製品のうち米粉製品の原料米換算は米粉100%として推計。

費目別のコスト低減効果分析(生産費計)

農林水産省作成資料

【認定農業者のいる15ha以上個別経営】60kg当たり生産費推移



資料：農林水産省「農業経営統計調査 農産物生産費統計」及び組替集計（令和4年産）

注：令和4年産は、経営耕地面積50ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。